

# 法律とインターネット

## 1. 問題の背景

かつて研究者を中心とする学術ネットワークとして運用されていたインターネットに、90年代に入ると急激な商用化の流れが押し寄せ、広く一般に開放されるようになった。その結果、サイバースペースに向けて、現実空間におけるさまざまな問題が一気に流入し始めている。

分散型ネットワークであるインターネットには、もともと中央集権的な管理機構は存在していない。しかし、学術ネットワークであった時代には、ネット上の紛争や問題については研究者らの自律的解決に委ねられることも可能であった。これに対し、国境の壁を越えて大衆のデジタル情報が行き交う「公道」としての存在へと性格を変容させた現在、その法的規制が各国で議論されるに至っているのは、好むと好まざるにかかわらず必然的な流れに他ならない。

このような考え方の典型例として、96年10月16日に公表された「インターネット上の違法・有害なコンテンツ」についての欧州（EU）委員会報告が、“What is illegal offline remains illegal online”（オフラインにおいて違法なものはオンラインでも違法である）としていることは興味深い。

従来の「通信」が「1対1」の概念で画されてきたのに対し、特にWWWの登場以来、放送的色彩をもった「公然性を有する通信」という新たなカテゴリーとして位置づけられ、世界に向けて情報発信が可能な「表現の自由」を担う重要なメディアの誕生として認識されるに至っている(\*1)。

かつて憲法学者の芦部信喜教授は、現代社会ではテレビなどの巨大なマスメディアが登場した結果、情報の「送り手」と「受け手」の地位が分離し、一般市民は単に情報の「受け手」の立場に甘んじざるを得なくなっている旨を指摘された(\*2)。しかし、インターネットの普及により、個人であっても誰でも再び情報の「送り手」たる地位を回復する可能性を持ち、この点で、従来のメディアとは根本的に異なった重要性を有している。

## 2. 著作権法によるコンテンツの保護

ところで、世界の主要諸国は、「著作権の保護に関するベルヌ条約」に加盟しており、インターネット上のコンテンツも、同条約およびこれを国内法化した各国の著作権法により保護が図られる。日本の国内法を例にとると、コンテンツをインターネット・サーバーに配置することは複製権（著作権法21条）、アクセスした者のリクエストに応じ配信する行為は有線送信権（同法23条）により、保護の対象となると解されている(\*3)。

しかし、この条約はインターネットによるデジタル情報のオープンな国際的流

通という新たな形態を予想しておらず、これに十分な対応ができない。そこで、現在、WIPO（世界知的所有権機関）において改正作業が進められており、その一部につき96年12月に「WIPO著作権条約」および「WIPO実演・レコード条約」という新条約が採択された。日本でも、97年2月24日に文化庁が公表した「著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告」（図1）では、新条約の内容を踏まえて、①インターネットのような「リクエストを受けて行う送信」に係る権利を実演家・レコード製作者について創設すること、②著作物の送信に「公衆に提示される状態に置くこと」を含めること、③リクエストを受けて行う送信の部分については概念上有線と無線の区別を行わないことなどの改正意見が示され、本稿執筆段階では著作権法の一部改正に向けた検討作業が進行中である(\*4)。

### 3. 電子商取引と法律

インターネットの商業利用への開放に伴い「電子商取引」（Electronic Commerce）が加速度的に進展している。そこでは、企業間における電子受発注システムを中心とする従来の「電子データ交換」（Electronic Data Interchange）という枠を越えて、グラフィックスと双方向性という特色を活用した全世界の膨大なインターネット・ユーザーを対象とする電子消費者取引が脚光を浴びている。

ところが、現実空間を前提に作られた現行法体系では、消費者取引の際に書面の交付が義務付けられていたり、取引契約の成立時期、データの誤入力に対する解決方法や、取引に関する電子データの裁判所への証拠としての提出方法が不明確であるなど、電子商取引を可能とするための方策は、もともと講じられていない。まして、電子マネーへの対応は不可能である。もっとも、特定の企業間を対象としたEDIの領域であれば、事前に当事者間で包括的な継続的契約を交わすことにより対処することが可能であり、契約内容の標準化を進めることも容易である(\*5)。これに対し、不特定多数の消費者が対象となるインターネット上の電子消費者取引では、ただちに同様の方法により対処することも困難となる。そこで、通産省は96年4月に「電子商取引環境整備研究会中間報告」（図2）を公表し、そこで指摘した法的問題を、電子商取引実証推進協議会が実施するエレクトロニック・コマース推進事業による実証実験を通じて今後検討を進めて行くことにしており、97年晩春ごろには、その検討結果が公表される予定である。

### 4. セキュリティ保護をめぐる法律問題

ネットワーク社会を実現するためには、プライバシー保護や電子商取引の安全などの点で、ネット上のセキュリティ保護が最も重要な課題となる。これを解決するための中心的技術は、「公開鍵」（Public Key Cryptography）方式による送信データの暗号化と、これを応用した「電子署名」（Digital Signature）技術による本人



図1 著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告  
<http://www.monbu.go.jp/singi/00000007/>



図2 電子商取引環境整備研究会中間報告  
[http://www.ecom.or.jp/miti/press\\_960423.html](http://www.ecom.or.jp/miti/press_960423.html)



図3 「電子決済、電子現金とその利用環境整備に関する調査研究会」報告書  
<http://www.mpt.go.jp/>

(同一性) 確認手段の提供である。

後者については「認証機関」(Certification Authority) のあり方が問題となっており、わが国では、通産省の前記中間報告以外にも、郵政省電気通信局が96年4月に「電子決済、電子現金とその利用環境整備に関する調査研究会」報告書(図3)を公表しているが、現実空間で法人印鑑証明制度や公証人制度を管轄してきた法務省も、同年12月に「電子認証・公証制度の概要」を公表してインターネット内外で意見を聴取し(\*6)、法律問題の検討を急いでいる。

以上に関連して、合衆国では、犯罪組織による暗号技術の悪用が捜査の壁になりかねないとして、93年4月以来、“Clipper Chip”及び“Key Escrow”政策が提唱されている。合衆国では、現実空間で捜査機関が裁判所の令状を得て電話盗聴などを行うことが認められており、これをネットワークに及ぼすことを目的としているものであるが、前者は、特定の暗号化プログラムを焼き付けた“Clipper Chip”と呼ばれるICチップを通信機器に付加しようとするものであり、後者は、その暗号を解読する鍵を特定の第三者機関に寄託し、一定の手続きを経れば、捜査機関がその鍵を得て暗号を解読し通信の傍受などをすることを認めようとするものである。また、日本でも、96年10月に犯罪捜査のために裁判官の発する令状による通信の傍受を認める組織的犯罪刑事法整備参考試案が出されている。しかし、特定の者を対象とするとはいえ、地引き網的にすべての通信情報の傍受を許すものであるだけに、通信の秘密およびプライバシー保護などの観点から、引き続き慎重な議論が必要であろう。

セキュリティ保護では、不正アクセスやコンピュータ・ウィルス対策も重要な課題である。96年4月には、大分県にある「ニューコア」のサーバーが外部からの不正アクセスにより被害を受けたことは記憶に新しい。また、本稿執筆中である97年3月5日にも、合衆国にあるNASAのサーバー(<http://www.nasa.gov/>)がhackersに侵入されたことを認めるという衝撃的なニュースを掲載している。

日本ではコンピュータ犯罪への対応を目的として87年に刑法が一部改正され、電磁的記録の不正作出・毀棄罪、電子計算機損壊等業務妨害罪、電子計算機使用詐欺罪などが新設された。しかし、これらは三和銀行事件に代表されるような銀行員によるオンライン詐欺やカードの不正使用などの取り締りを主たる目的としているにすぎない。したがって、不正アクセスが単なる「覗き見」にとどまる場合や、ウィルス配布も発病前の段階では、前述の刑事罰による取り締りの対象にすることができないと考えられている(\*7)。

なお、90年からコンピュータウイルス被害届出制度を開始していた情報処理振興事業協会(IPA)は、95年8月から不正アクセス届出制度も開始し、また、96年秋にはインターネット経由の不正アクセス防止を目的としてコンピュータ緊急対応センター(JPCERT/CC)が設置されている。両者のサーバ上で最新の届出データが公表されているが(\*8)、司法機関ではないので強制捜査の権限は持っていない。

コンピュータ緊急対応センター  
p. 172参照

## 5. ネットワーク上の不正行為

現在、ネットワーク上の不正行為として最も注目が集まっているのは、ネットワーク詐欺やネット上の「ねずみ講」などの消費者問題と並んで、名誉毀損やポルノなどのコンテンツの内容に関する問題である。

ネット上のポルノ問題では、合衆国で96年2月に電気通信品位法 (Communication Decency Act) が成立した。この法律では、ネット上で“indecent” (下品)、“patently offensive” (明白に不快) などの表現をすると情報発信者と並んでプロバイダーも処罰されることになる。しかし、広汎かつ漠然とした“indecent” などの定義による規制は表現の自由に対し萎縮的効果 (chilling effect) などをもたらした大きな脅威となるとして、憲法違反を理由とする訴訟が提起されている。これに対し、フィラデルフィア連邦地方裁判所は、憲法違反を認めて同月15日にこの法律の一部について執行停止命令を出し、同年6月12日には合衆国政府に対し、同法による捜査・警告・起訴一切の差止を命じたが、現在は、合衆国政府が連邦最高裁に対し飛躍上訴中であり、97年7月頃に判決が下されるものと予想されている。

わが国でも、BEKKOAMEの会員がポルノ画像をホームページに掲載したとして、96年4月22日に東京地裁で刑法175条のわいせつ物頒布等の罪により有罪判決を受けている(\*9)。しかし、単なる電子データにすぎない画像ファイルやこれを記録したハードディスク自体が「わいせつ物」に、データに他人がアクセス可能な状態に設定することが「陳列」に含まれるとする法解釈は罪刑法定主義に違反する疑いがあるという指摘もなされている。

この事件ではプロバイダー自身は起訴を免れたが、警察の取り調べを受けた際に情報発信者の氏名や住所を開披したとされており、電気通信事業法4条が規定する通信の秘密を守るべき義務に違反するのではないかという疑問も投げかけられている。郵政省が96年12月に公表した「電気通信における利用環境整備に関する研究会報告書—インターネット上の情報流通について」(図4)も、「電気通信事業法の通信の秘密については、通信内容ばかりでなく発信者の氏名など一定の範囲の外延情報についても保護の範囲に含まれると解されている」と指摘している。前記プロバイダーが取調べの対象となった背景には、ホームページ上では情報発信者の氏名などを知ることができないため、犯罪捜査のためにはプロバイダーなどの協力を得ることが不可欠であるという現実がある。この点は、わいせつ問題だけではなく、悪徳商法による詐欺的広告や名誉毀損の情報がネット上に掲載された場合の民事上の被害者救済にとっても障壁となっている。しかし他方で、プロバイダーの責任を広く認めると、過度の負担となるだけでなく、ひいては自主規制の名の下に自由な情報の流通が不当に阻害されることにもなりかねないので、今後は慎重に議論が進められる必要がある。

また、96年9月には、自らわいせつ画像を掲載するのではなく、他人が開設したポルノ画像にリンクを張ったことが同条に違反するという容疑で、広島 Urban



図4 「電気通信における利用環境整備に関する研究会報告書—インターネット上の情報流通について」

<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/group/internet/kankyou-1.html>

Internet関係者が書類送検され、最終的には不起訴になった。しかし、リンク元のHTMLをブラウザで表示したりソースを読んでも何らわいせつ性はなく、その役割はリンク先サイトの所在を教えるだけで、多くのアダルト雑誌がサイトのURLを掲載しているのと同じであるなどとして、処罰の対象とすることに反対する声も強い(\*10)。

さらに、97年2月11日には、合衆国内に置かれたサーバーにホームページを開設して、わいせつ画像を日本国内向けに見せていたなどとして、開設者が大阪府警に逮捕されるという事件が報道された。この事件は本稿執筆段階では現在進行中であるが、この罪は「国民の国外犯」を処罰の対象外とされており、日本国内からサーバーを操作していたなどの理由では、このような技術を予想していなかった現行刑法での規制には無理があると指摘されている(\*11)。

現行刑法が制定されたのは明治40年であり、その後にはコンピュータに関しては現在まで前述のような部分的改正しか行われてきていない。したがって、WWWやプロバイダーの存在はもとより、デジタル情報や電子ネットワークが念頭に置かれているはずもなく、既存の法律の適用による対応の困難さが窺われる。

## 6. おわりに

インターネットは国境の壁を越えた存在である。いうまでもなく国により法律の内容は異なるが、現実空間ですら、国際的な法律紛争に対し、どこの国の裁判所で(国際裁判管轄)、どこの国の法律に従って(準拠法)、その解決が図られるのかという点について、現時点では確立された国際的ルールはほとんど存在していない。まして、インターネットの世界では、情報発信者とアクセスした者の居住国が異なることは普通であり、情報の置かれたサーバー所在地すら一致しない場合も少なくない。このような困難な問題は民事法領域だけでなく刑事法その他の公法領域についても同様である。ところが、インターネットの一般への開放と商業利用はすでに開始されているので、これに対応するために、現状では、諸国の政府部門は、この未知の領域に対し、国際的調和に基づく条約などによるルール作りを検討しつつも、以上のとおり、国内法の整備を急ぐとともに、既存の法律の適用により急場を凌ごうとしているというのが実状である。しかし、現実空間のほぼすべての法領域が対象となるだけに、今後、その検討事項も膨大な量に及ばざるを得ないことに注意する必要がある。

(岡村久道・弁護士/近畿大学講師)

(注)

(\*1) これに対し電子メールでは憲法上の「通信の秘密」が保障されなければならない。

(\*2) 芦部信喜「現代人権論」101頁（有斐閣）。

(\*3) 関西大学の栗田隆教授の「有線送信としてのWeb出版」および「著作権法から見たHTTPとFTP」参照。これらの論文は同教授のホームページ（<http://www.hk.kansai-u.ac.jp/kurita/homepage.html>）に掲載されている。なお、本稿で示すURLは、以下に示すものも含め、すべて本稿執筆時点におけるものにすぎないことに留意願いたい。

(\*4) 知的財産権の領域では、他にドメイン名と商標との関係が話題を呼んでいる。インターネットマガジン96年10月号の松倉秀実「ドメイン名と商標の面倒な関係」及び米国特許庁の<http://www.uspto.gov/web/offices/tac/domain/>参照。

(\*5) 現に、アメリカ法曹協会（ABA）がモデル契約を作成し、また、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）も、1996年春の総会で、EDIを対象に電子商取引に関するUNCITRALモデル法を採択しており、日本でも、（財）日本情報処理開発協会・産業情報化推進センターに設置された電子取引に関する法律問題研究委員会EDI法問題調査研究作業部会が、96年3月に「データ交換協定（参考試案）」を公表している。

(\*6) 法務省のサーバー（<http://www.moj.go.jp/>）のプレスリリースのページに掲載されている。

(\*7) この点は、通産省の「セキュリティ・プライバシー問題検討委員会報告書」（<http://www.miti.go.jp/b50714h1.html>）でも指摘されている。

(\*8) 前者は<http://www.ipa.go.jp/>、後者は<http://www.jpcert.or.jp/>。

(\*9) この判決は、関西大学の園田寿教授のホームページ（<http://w3.scan.or.jp/sonoda/data/hanrei.html>）に掲載されている。

(\*10) 詳細については、牧野二郎弁護士のホームページ（<http://www.asahi-net.or.jp/~VR5J-MKN/120.htm>）参照。

(\*11) 97年2月11付朝日新聞大阪版朝刊に掲載された園田寿教授のコメント。なお、同教授の「サイバーポルノと刑法」法学セミナー96年9月号4頁以下参照。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)